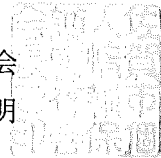


答 申 第 1 4 2 号
平成31年4月26日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に
基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、平成31年4月19日付け佐市循推第6号により諮問がありました「佐賀市内のごみ集積所への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集、及び保有個人情報の外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。
- 2 監視カメラの設置場所及び稼働時間については、必要最小限にとどめるものとし、具体的内容を本審査会へ報告すること。
- 3 監視カメラ設置の目的が達成され、その必要性が失われた時は、速やかに撤去すること。